



平成 22 年 11 月 30 日

各 位

会社名 サトウ食品工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 元
(コード番号 2923 東証第二部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 笠原康司
(TEL 025-275-1100)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、越後製菓株式会社（以下「原告」と言います）から平成 21 年 3 月 11 日付で提起されている特許権侵害差止等請求訴訟について、本日、東京地方裁判所より判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所

平成 22 年 11 月 30 日

2. 訴訟の経緯

当社が製造・販売する切込み入り切り餅において、原告所有の特許権を侵害するものとし、原告より当該製品の製造・販売の差止め請求及び、14 億 85 百万円の損害賠償を求める訴えがなされたものであります。

当社は、原告の訴訟に対し、当社製品は原告の特許権を侵害するものではないと主張してまいりました。

3. 判決の内容

(1) 原告の請求をいずれも棄却する。

(2) 訴訟費用は原告の負担とする。

4. 今後の見通し

上記のとおり、当社の主張が認められた判決が下されました。また、平成 23 年 4 月期業績に与える影響はございません。尚、本判決に対して、原告より控訴が提起された場合には、引き続き当社の主張が認められるよう対応していく所存です。

以上